

第6号議案

件名	栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正について
提案理由等	公立小中学校の位置変更等に伴い、規則別表について、所要の改正をしようとするものである。

一 規則案の趣旨

公立小中学校の位置変更等に伴い、規則別表について、所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

- 1 日光市立栗山中学校の所在地を変更する。
- 2 那須塩原市立塩原小学校及び塩原中学校を削除し、那須塩原市立塩原小中学校を追加する。

三 施行期日

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正

**栃木県教育委員会規則第 号**

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十九年三月 日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

**栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「日光市日向1465」を「日光市日蔭570」に

那 須 塩 原 市 立 塩 原 小 学 校	那須塩原市中塩原364
那 須 塩 原 市 立 高 林 中 学 校	那須塩原市箭坪353
那 須 塩 原 市 立 塩 原 中 学 校	那須塩原市中塩原364

を

那 須 塩 原 市 立 高 林 中 学 校	那須塩原市箭坪353
那 須 塩 原 市 立 塩 原 小 中 学 校	那須塩原市中塩原364

に

改める。

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（教職員課）

栃木県公立学校職員の手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正			案	現	行	規	則
別表				別表			
学 校	所	在	地	学 校	所	在	地
略				略			
日光市立栗山中学校	日光市	日藤	570	日光市立栗山中学校	日光市	日向	1465
略				略			
那須塩原市立高林中 学校	那須塩原市	箭野	353	那須塩原市立塩原小 学校	那須塩原市	中塩原	364
那須塩原市立塩原小 中学校	那須塩原市	中塩原	364	那須塩原市立高林中 学校	那須塩原市	箭野	353
略				那須塩原市立塩原中 学校	那須塩原市	中塩原	364
略				略			